

辰井聡子

(広島大学 高等教育研究センター)

ハラスメント対策の 組織論

大学のハラスメント研修等

- 「予防」が重視されている。
- ハラスメント事案（疑い含む）がゼロになることはない。
- 事後対応は、被害の抑制、被害者の尊厳の保持、大学の危機管理に直結する。
- **事案が起きた場合の対応の在り方に焦点。**

センター等の設立から約20年

- 平成11年3月「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」
- 第6条1項 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、文部本省内部部局及び各国立学校等に苦情相談を受ける職員又は苦情相談に対応する委員会等（以下「相談員等」という。）を設ける等必要な措置を講じるものとする。
- 各大学は、ハラスメント対策センター、人権センター、相談室等の名称で当該委員会等を設置。
- ハラスメント防止宣言等の規程も作られ、関係者の大半は真面目に熱心に対応している。

しかし…断言します。

- 「もみ消し」的事案、不当な処分に終わる事案はなくなっていない。
- 「対策」から抜け落ちている組織的な問題がある。

大学の「意識的」ハラスメント対策

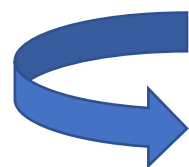
- 相談窓口と対策センター（委員会等）の設置
- 対策センターには、調整、調査機能
- 相談者の希望により必要に応じて、調査→学長等への報告または勧告→大学による処分
- 比較的適切な対応が期待できる。
- ハラスメント事案の「端緒」は相談窓口だけではない。

例) 学生による訴えの場合

信頼できる先生や部局長に直接話をする
(したい) ケースも多い。

例) 教職員などによる「通報」の場合

直接学長室などに持ち込まれる案件は少なくない。
部局で検知されるケースもある。

 センター外ルートがブラックボックス化
不適切事案の温床になっている。

「センター外ルートなどあってよいのか？」

- センター等設置以前は、各部局での対応が基本。
(部局での審議→部長会→理事会)
- 文部省規程
第4条 (監督者の責務)
職員を監督する地位にある者…は、…セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。
- センター等に調査権限を持たせた場合も、規程により部局における対応を禁止していない限り、センター外ルートは残る
- 全学的な対応は重要だが、個別対応が可能かつ適切な例もある
- 「相談がなければ対応しない」はあり得ない

通常の処分とセンタールートでは 性格が異なる

センター（相談室）経由

- 相談への対応
- 相談者の意向がすべて
- 一方的な訴えからのスタート
→手続きに時間がかかる。

通常ルート

- 大学・部局の自浄作用
- 原則被害者の意向と無関係
- 事案によっては迅速な対応が可能

センターに一元化は適切でなく
実際上も困難

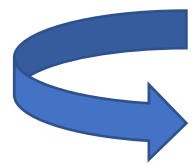
通常ルートの問題点

1. 手順が可視化できない

- 部局が処分を決定すれば大学全体で共有されるが、不処分の場合は情報が届かない。
- 被害者がセンターに持ち込まない限り、手続終了。

2. 部局のバラツキが大きい

- 積極性、消極性（例えば、法学系と文学系では・・・）
- 厳格性（例えば、経済では・・・）



手続きの適正を担保するための
システムが必要

通常ルートの機能向上の ために何ができるか？

現実的な提案

(1) 部局長研修

- ハラスメントに限らず、教員や学生の不祥事に第一義的に責任を負うのは部局（教育・研究環境の保持）
 - 事案処理のために必要な知識・スキルと覚悟をある程度持ってもらう必要がある。
 - 同時に学内の関係機関（学長室、ハラスメント・センター・・・）との協力関係を構築
-

(2) センターによるサポートの提供

- 部局長は慣れていない。
 - 被疑教員は「訴訟」「弁護士」をチラつかせたり・・・
 - 「センターがやってくれ」。しかし、権限を超えないこと、抱え込まないことは大事。
 - 調査の進め方等について随時意見交換
 - 「ハラスメントに該当するか？」等の判断を支援
 - ー「意見書」方式：事実認定はせず、評価のみを示す。
 - ー指針行政
-

(3) センターの監督機能の強化

- 認知した事案のセンターへの報告を義務づけ（規程の改定が必要）
 - 不当な処理がなされた場合、意見を述べる。（改定が望ましいが、多くの場合現行の規程で可能では？）
 - 意見書に強制力はないが、部局と学長（室）を名宛人にすることで「密室」から全学に持ち込むことができる。
-

ハラスメント対策センターの機能の見直しも必要に：相談室から総合対策センターへ

- 相談への対応、相談者と対象者の問題解決に加え、全学のアドバイザー機能を担う組織へ
- ハラスメントおよび「問題のあるハラスメント対応」は、組織のどの部分でも発生しうる。
- 独立性と（権限ではなく）権威を有する組織が必要

今日のまとめ

1. 「センター外」ルート（通常ルート）が対策の盲点に
2. 通常ルートの存在は不可欠
3. 通常ルートのハラスメント対応機能の強化
4. ハラスメント対策センターの機能の見直し
通常ルートの監督・助言機能を持つ独立した機関へ